記者発表資料

平成２４年９月６日
国　土　交　通　省
山形河川国道事務所

「河川堤防の刈草を無償提供します」

～最上川の刈草を地域で活用しませんか～

山形河川国道事務所では、堤防の崩れや亀裂などの損傷の早期発見、芝の保全、良好な河川環境の維持を目的に堤防除草を実施しています。
堤防除草で発生した刈草については、主に処分場等で適切に処理しておりましたが、刈草の有効活用、処分等に係わる費用の縮減を図ることから、地域の皆様に無償提供し家畜の飼料等に利用していただき好評を得ております。
これまで無償提供を受けたことがなかった方、一度ぜひ活用してみませんか。

１．提供期間及び提供区間

【提供期間】

平成２４年９月上旬　～　１０月中旬の間

【提供区間】

最上川、須川　他　（国土交通省管理区間）



集草状況



梱包状況

《発表記者会：山形県政記者クラブ》

問い合わせ先
国土交通省山形河川国道事務所　　℡　０２３－６８８－８９４２ 技術副所長　　高橋　孝男（内線 204） 河川管理課長　　田村　公仁（内線 331）

２．提供方法・問い合わせ先（申込み及び問い合わせは、土・日・祝日を除く）
刈草提供申込書に必要事項をご記入の上、次の担当出張所に持参願います。
なお、刈草の提供にあたっては、各自で積込・運搬することとなります。

① 寒河江出張所　・・・・・　担当区間：　最上川　村山市河島～寒河江市皿沼
〒991-0043　寒河江市大字島字島東 239　須川、村山野川、馬見ヶ崎川
℡　0237-86-3069　貴船川、寒河江川、石子沢川
千座川

② 長井出張所　・・・・・　担当区間：　最上川　白鷹町菖蒲～長井市伊佐沢
〒993-0002　長井市屋城町 4-39　置賜白川
℡　0238-88-2310

③ 南陽出張所　・・・・・　担当区間：　最上川　川西町西大塚～米沢市窪田
〒999-2232　南陽市三間通 14　元宿川、鬼面川、誕生川、吉野川
℡　0238-43-2011　和田川、天王川

３．刈草について

①刈草は梱包機によって梱包された状態(直径約 50cm　高さ約 70cm)で置いてあります。
②刈草の重量は、乾燥状態にもよりますが約 20kg～30kg です。
③刈草は降雨等の影響により、提供時に濡れている場合がありますのでご了承下さい。
④刈草には、芝、イタドリ等が混在しておりますのでご了承下さい。
⑤刈草は、作業時にゴミ等が混入しないように注意していますが、使用にあたっては十分留意願います。(引き取り後の刈草に関するクレームはご遠慮下さい)


刈草梱包後の仮置き状況

４．提供にあたっての注意点

①刈草は、地域の皆さまに広く活用していただくことを目的としておりますので、お１人での独占、無断持ち帰り等がないようにお願いします。
②提供を受けた刈草は、違法行為(不法投棄、転売等)のないようにして下さい。
③堤防上の通路での積み込み作業となる場合には、他の方の通行の支障にならないようお願いします。
④刈草のお持ち帰りに際しては、堤防保護のため堤防法面へ車両乗り入れをしないようにご注意下さい。
⑤積込・運搬時の事故及び配布後の使用等については、国土交通省は一切責任を負うことはできませんので、ご承知頂くとともに、事故の無いように十分注意して頂くようお願いします。

刈 草 受 領 申 込 用 紙

申 込 年 月 日		平成　　年　　月　　日
申込者	氏　名	
	住　所	
	連絡先	Tel　　Fax
利　用　目　的		家畜の飼料　・　家畜の敷料　・　堆肥の原料 その他（　　）
提供希望場所		＿＿＿＿川　左・右岸　＿＿＿km　～　＿＿＿km 又は、 ＿＿＿＿市・町　＿＿＿＿付近
提 供 希 望 量		軽トラック　＿＿＿台分　・　［　　］　台分 又は、 刈草　＿＿＿m3　若しくは　刈草　＿＿＿kg
搬　出　予　定		平成　　年　　月　　日　　時頃
受領した刈草は、不法投棄、転売等のないよう、責任を持って管理し、有効利用することを確約します。 申込者氏名：　　印		

平成　　年　　月　　日申込のありました刈草については、以下の箇所において提供いたしますので、　　月　　日から　　月　　日の間に搬出をお願いします。なお、搬出の際には堤防や河川敷などの河川管理施設を損傷しないようご注意願います。

川　　岸　　地内（　　市・町　　地内）
［距離標　　km　～　　km］

位置等、詳細は、別図のとおり

平成　　年　　月　　日　　出張所　　担当者：　　印

※刈草以外の異物混入については、極力、混入しないよう取り除いておりますが、混入している場合がありますので、ご了承願います。

※申込時に記入いただいた住所、氏名、連絡先、電話番号の個人情報は本提供のみに使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

【提供にあたっての注意事項】

① 無償提供する刈草の利用は、家畜の敷料、堆肥等への自己利用とし、刈草を直接販売する等、直接的な営利目的に利用をしない場合に限り、個人に提供を行います。
② 提供後の刈草を転売や投棄しないでください。
③ 刈草の提供できる量は、申込者数などにより調整させていただきます。詳しくは、担当の出張所にご確認ください。
④ 刈草の搬出にあたり、直接堤防法面上で作業をすることから、堤防や河川敷などの河川管理施設を損傷しないようにお願いします。
⑤ 刈草搬出の際の積込、運搬は各自で行っていただきます。
⑥ 刈草から極力、異物を取り除いておりますが、混入している場合もありえますので、使用の際にはご注意願います。
⑦ 堤防上の通路での作業となる場合には、他の方の通行の支障にならないようお願いします。
⑧ 搬出時の事故等については、国土交通省では一切責任を負いません。
⑨ 提供可能区間外の刈草の提供希望や、時期、草種などご希望にそえない場合がありますので、ご了承願います。

【申 込 先】

◆南陽出張所管内(米沢市、南陽市、高畠町、川西町)
南 陽 出 張 所　〒999-2232 南陽市三間通14　TEL.0238-43-2011

◆長井出張所管内(長井市、白鷹町)
長 井 出 張 所　〒993-0002 長井市屋城町4-39　TEL.0238-88-2310

◆寒河江出張所管内(山形市、寒河江市、天童市、東根市、村山市、河北町、朝日町、山辺町、中山町、大江町)
寒河江出張所　〒991-0043 寒河江市大字島字島東239　TEL.0237-86-3069